明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○道路法等の一部を改正する法律（三一）　四
○地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（三二）　四
〔政　令〕
○建設業法施行令の一部を改正する政令（一七四）　七
○道路法施行令の一部を改正する政令（一七五）　九
○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七六）　一〇
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一七七）　一一
〔告　示〕
○獣医療法施行規則第二十一条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める目標年度を定める件（農林水産一〇五四）　一三
○道路法施行令第二条の措置等の細目を定める告示（国土交通六一九）　一三
○土地基本方針を告示する件（同六二〇）　一三
〔人事異動〕
最高裁判所　一三
〔官庁報告〕
官庁事項　一四
獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の公表について（農林水産省）　一六
〔公　告〕
諸事項　二五
裁判所
破産関係　二五
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二六
会社その他
会社決算公告　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇道路法等の一部を改正する法律（法律第三一号）

（国土交通省）

一　道路法の一部改正関係

1　自動運行補助施設の設置

(一)　道路の附属物に、自動運行補助施設で道路上に又は道路の路面下に第一八条第一項に規定する道路管理者が設けるものを追加することとし、その性能の基準等は、国土交通省令で定めることとした。（第二条及び第四五条の二関係）

(二)　道路の占用の許可に係る施設として自動運行補助施設を追加することとし、安全かつ円滑な道路の交通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人等が設ける自動運行補助施設の道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでなければならないとの規定にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができることとした。（第三二条及び第三三条関係）

2　特定車両停留施設の設置

(一)　道路の附属物に、特定車両停留施設を追加することとし、その構造等の技術的基準は、国土交通省令で定めることとした。（第二条及び第四八条の三一関係）

(二)　道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定することとした。（第四八条の三〇関係）

(三)　特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないこととし、当該許可を受けようとする者は、申請書を道路管理者に提出しなければならないこととした。（第四八条の三二関係）

(四)　道路管理者は、(三)の許可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならないこととした。（第四八条の三三関係）

(1)　当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち(二)により指定した種類のものであること。

(2)　当該許可の申請に係る事項が政令で定める基準に適合するものであること。

(五)　道路管理者は、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができることとした。（第四八条の三五関係）

3　災害が発生した場合における国土交通大臣による代行制度の拡充

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づき、当該都道府県又は市町村に代わって次に掲げる道路の管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を自ら行うことができることとした。（第一七条及び第二七条関係）

(一)　指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

(二)　都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事

4　限度超過車両の通行可能経路に係る確認制度の創設

(一)　限度超過車両を通行させようとする者は、当該限度超過車両について、国土交通大臣の登録を受けることができることとし、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととした。（第四七条の四～第四七条の九関係）

(二)　登録を受けた限度超過車両（以下「登録車両」という。）を通行させようとする者は、国土交通大臣に対し、通行可能経路の有無について、その確認を求めることができることとし、確認の求めをしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととした。（第四七条の一〇第一項、第二項及び第五項関係）